

# 特別支援教育から インクルーシブ教育へ ver.2023



新潟大学 教職大学院

長澤正樹

# 内容

1. 特別支援教育
2. 特別な場での教育
3. インクルーシブ教育システム
4. 就学支援制度
5. 通常の学級の教育
6. 合理的配慮
7. 連携
8. 個別計画
9. **インクルーシブ教育**



# 1. 特別支援教育の理念



# 特別支援教育

- 「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

# 特別な支援を必要とする 多様な子どもたち (例)

特殊教育の対象は約6~7%

(特別支援学校、学級、通級)  
文部科学省(2023)

身体障害  
知的障害

発達障害特性  
(通常学級に8.8%)

二次障害

反応性アタッチメント障害  
非行  
精神疾患

二次的な問題

いじめ  
不登校  
問題行動

外国籍

(言語、文化の違い)  
支援 夜間中学

英才児

(ギフテッド)

親の問題

貧困  
養育の問題  
居所不明

LGBT

(性的少数者)

# 発達障害特性

学習の困難さ  
対人関係の問題  
行動上の問題

二次  
障害

二次的  
な問題

<主な発達障害>

LD:学習障害

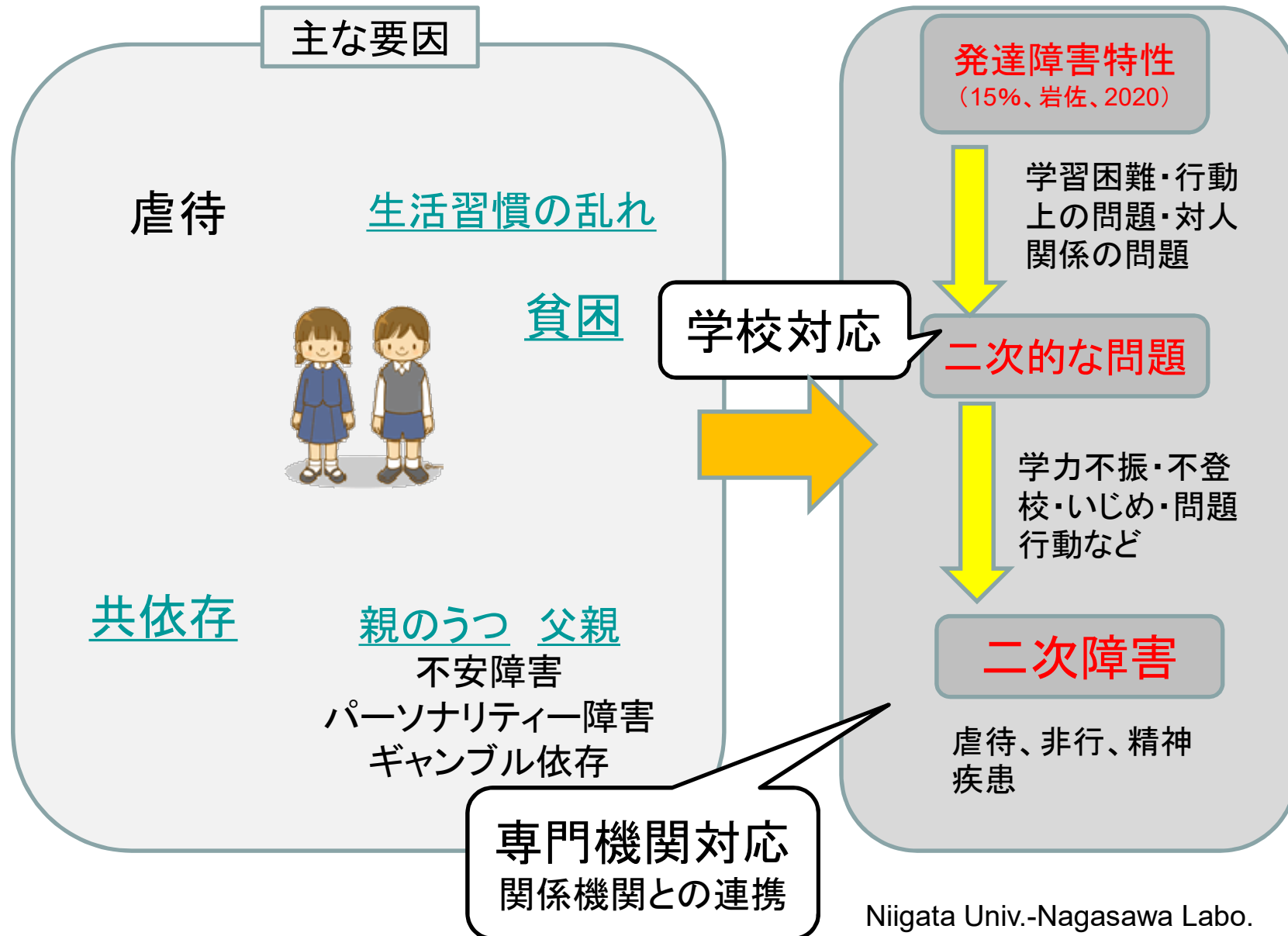
ADHD:注意欠如多動障害

ASD:自閉スペクトラム障害

ID:知的(発達)障害

「発達障害」を見つけるより、特性のある子を特定し支援する

# 発達障害特性の要因と二次的な問題・二次障害



# 特別支援教育の主な施策

- 通常学級中心
- 個別指導の充実
  - 通常学級で、通級指導教室で
- 個別の教育支援計画の策定
  - 特別な支援や合理的配慮の保障
- 校内委員会の設置
- 特別支援教育コーディネーターの任命
- 特別支援学校のセンター的機能



個別の教育支援計画（全体的支援・カリキュラムの修正・措置）

1. 児童生徒氏名：\*\*\*

2. 学校、学年：\*\*小学校4年

	内 容	評 価		内 容	評 価
支 援 ・ サ ー ビ ス	人的支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な学習の時間に、介助員を配属する</li> <li>放課後に個別指導を行う（算数）</li> </ul> （補助教員の配置など、人的支援を書く）	（計画した支援が効果的だったかどうか、評価する）	カリキュラムの修正と教育措置	国語 <ul style="list-style-type: none"> <li>文章の読み取りを中心に指導し、「作文」的な指導は「日記」の指導で行う</li> </ul> （子どものニーズに合わせたカリキュラムの修正や内容の変更を書く）	（計画した修正が効果的だったかどうか、評価する）
	物理的支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>集中を促し教師が指導しやすいように、教室の座席は一番前にする</li> </ul> （子どもに適した環境構成を書く）			算数 <ul style="list-style-type: none"> <li>かけ算九九の学習を放課後と特別支援教室で指導する（週2時間）</li> </ul>	
	教 示 <ul style="list-style-type: none"> <li>指示は短くし、文字カードなどの視覚的手がかりを用いる</li> </ul> （子どもに適した指示や説明の方法を書く）			その他	
	機器・教材 <ul style="list-style-type: none"> <li>板書を写すために、デジカメの使用を認める</li> <li>算数では、計算の手続きを示したプリントを用意する</li> </ul> （子どもの学習を支援するために認める機器や教材を書く）			支援教室合計時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>算数、週2時間</li> </ul> （特別支援教室で学習する総時間数を書く）	（特別支援教室での措置の評価を書く）

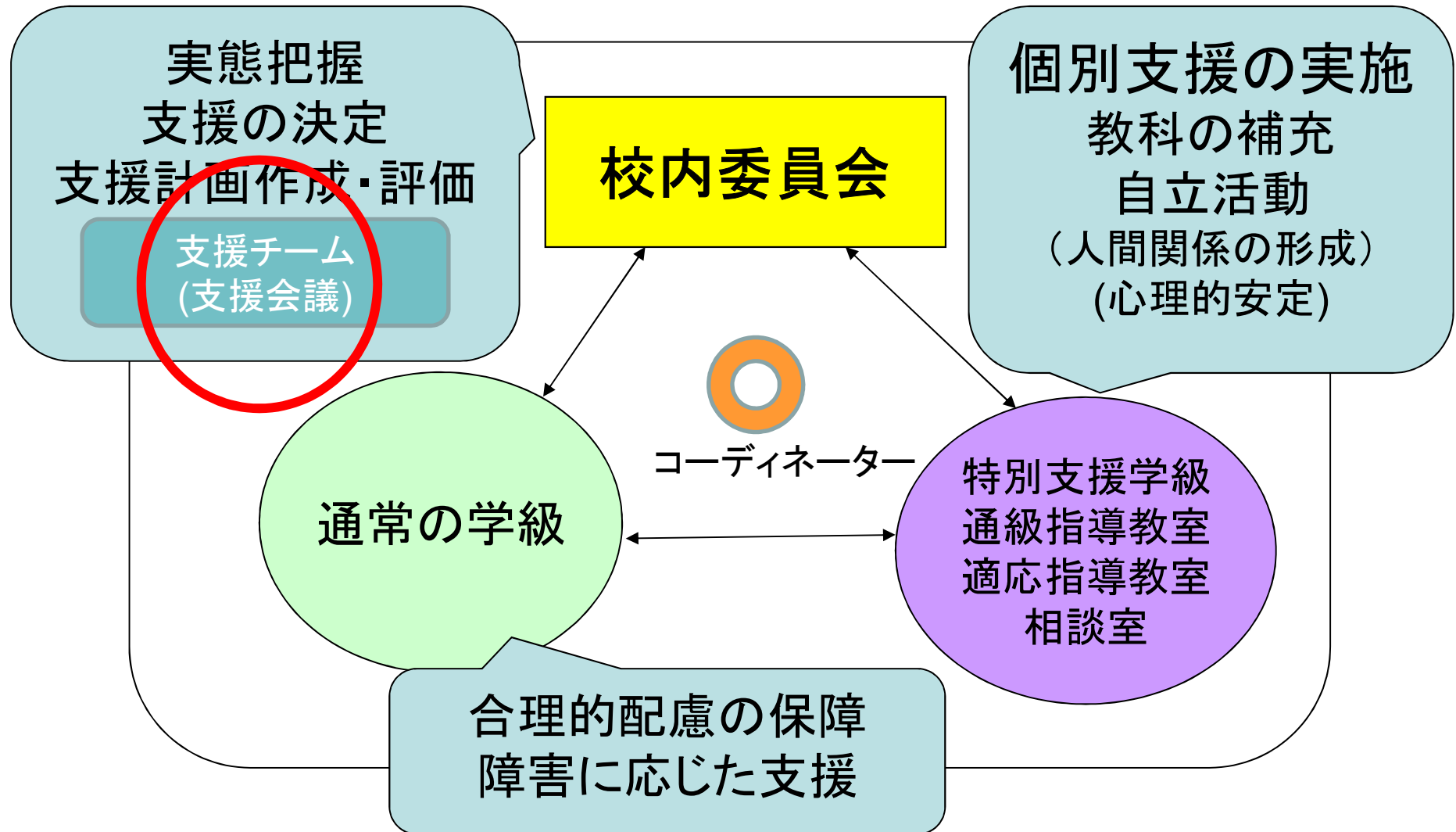
合理的配慮

基準の変更  
特別な指導

交流・共同

個別の教育支援計画(小学生の例)

# 小中高等学校：校内支援体制の構築



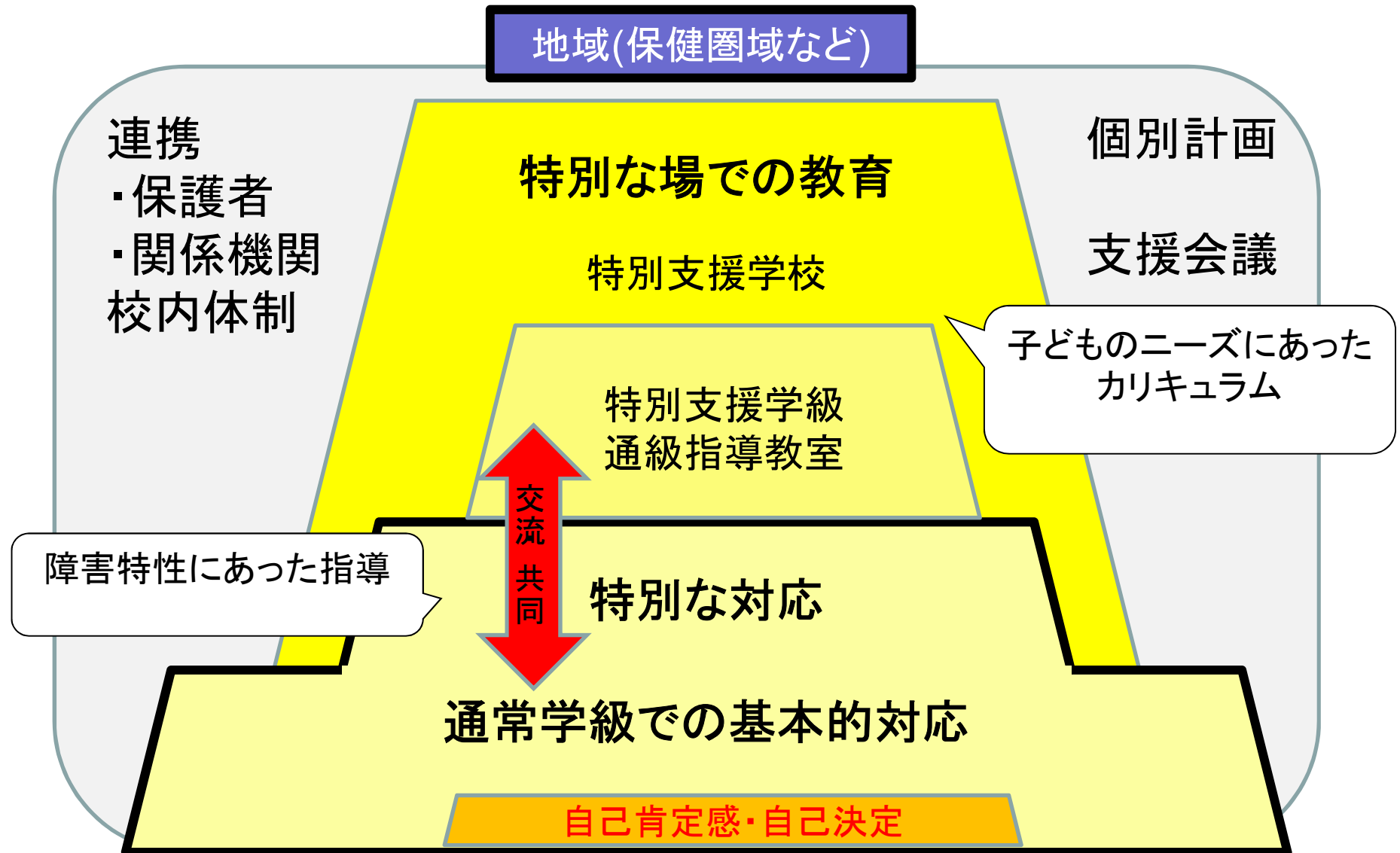
推進体制が機能するための工夫を

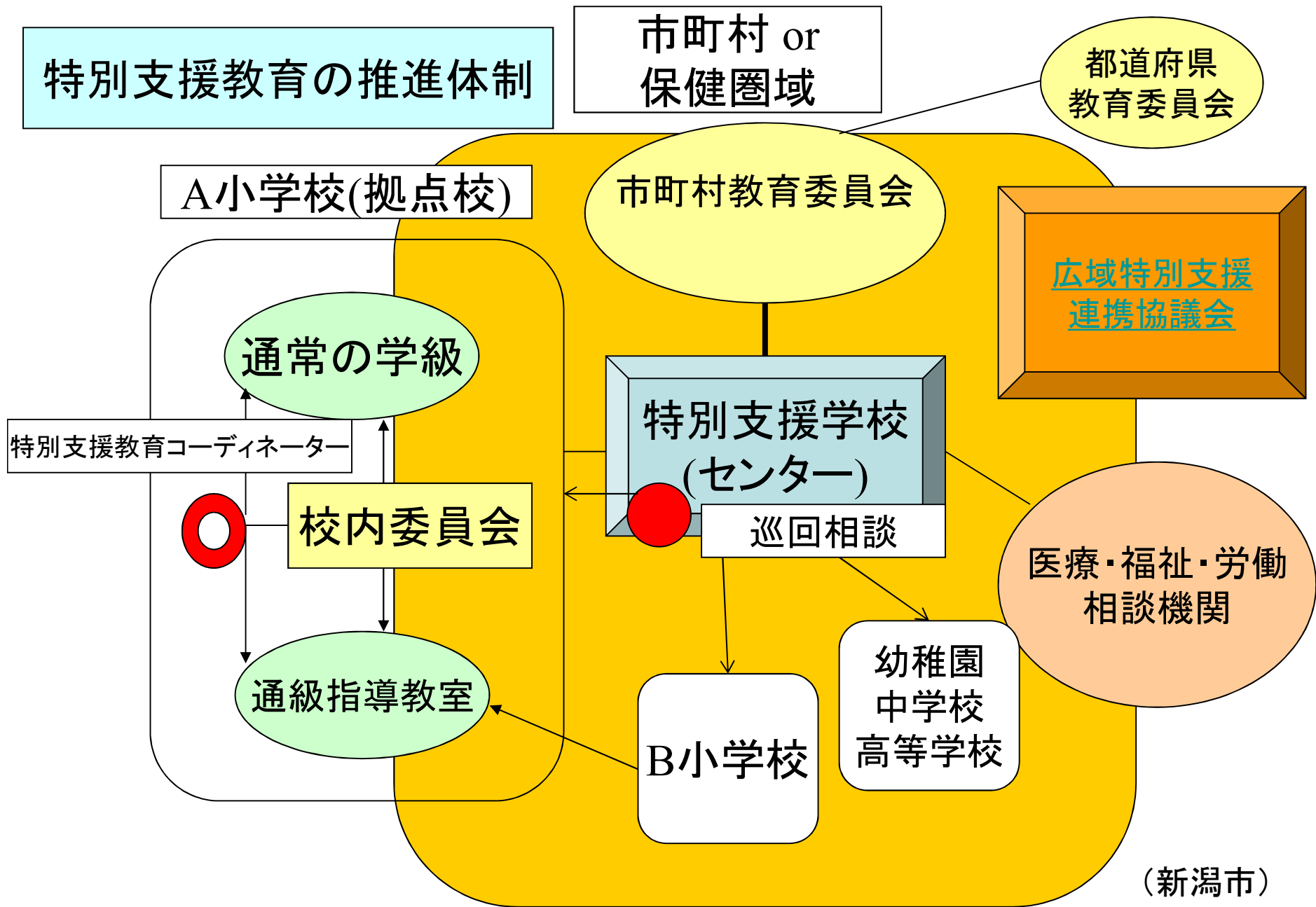
# コーディネーターの役割(文科省)

1. 校内の関係者や関係機関との連絡調整
2. 保護者に対する相談窓口
3. 担任への支援
4. 巡回相談や専門家チームとの連携
5. 校内委員会での推進役
  - － 作業部会の設置

発達障害の児童生徒への教育支援体制の整備のための  
ガイドライン([H29改訂](#))

# 特別支援教育の概念図





特別支援学校が核になり、特色ある推進体制を



## 2. 特別な場での特別支援教育

特別支援学校

特別支援学級

通級指導教室

# 特別支援学校

引用: [文部科学省](#)

- 視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱
- 一人一人に応じた教育 79.8%:学級30.8%(H30)
- 専門性の高いスタッフ(教員免許)、充実した施設
- センター的機能
  - 教育相談、地域の特別支援教育支援
- 総合特別支援学校化: 複数の障害種への対応

148,635 (R4)。小: 49,580、中: 32,497、高: 65,355人  
小: 51,115、中: 33,409、高: 65,645人 (R5速報値)

# 特別支援学校の課題

- 子どもの実態に合ったカリキュラム

教科中心、領域教科を合わせた指導、自立活動中心

- 将来の自立生活につなげる教育

就労と生活の保障。個別の移行計画の作成。進学？

- 社会の変化に対応する教育内容

社会が必要としている仕事は。生活に必要なスキルは

- 地域のセンターとしての役割

小中高等学校のニーズに合ったサービス提供



# 特別支援学級

- 比較的軽度の障害のある児童生徒の教育
- 知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症と情緒障害
- 8名で1学級
- 補助教員の導入(市町村)
- LDやADHD等の対応も可能
- 通常学級との交流学習促進：弾力的運用



350, 147人(R4)

自閉症・情緒障害:52%(R4)。 > 知的障害:44%

# 主な特別支援学級

## 1. 知的障害

- 体験を通して読み書き計算や生活に関する知識を学びます
- 遊び、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習など。教科学習もあります

## 2. 自閉症・情緒障害

- 教科学習が中心です。自立活動という、個別指導の時間があります
- 学校や学級によって実態は様々です

子どものニーズによってカリキュラムがきまる

# 特別支援学級の課題

- 子どもの実態に合ったカリキュラム

教科中心、合わせた指導の適用、免許制度(中学校)

- 子どもの実態に合った交流および共同学習

通常の学級中心の教育保障

- 個々のニーズの保障

自立活動の保障と指導形態の工夫

- 校内のセンター的機能

発達障害への対応。合理的配慮、支援計画

# 発達障害通級指導教室

- 自立活動
  - 人とのかかわり方、自己管理の仕方
- 年間10から280単位時間
  - 週1回1時間程度
- 対象は発達障害に限定せず
  - 診断を必ずしも必要としない



180,000人(R3) 164,693人(R2)。(R1:小中高・公立)。  
発達障害への理解。専門性のある教員の不足

# 通級指導教室の課題

- 通常の学級との連携、役割分担

支援会議、支援計画の作成と評価。相互に観察参加を

- 獲得スキルの般化の保障

教えたことを通常学級と家庭で実践

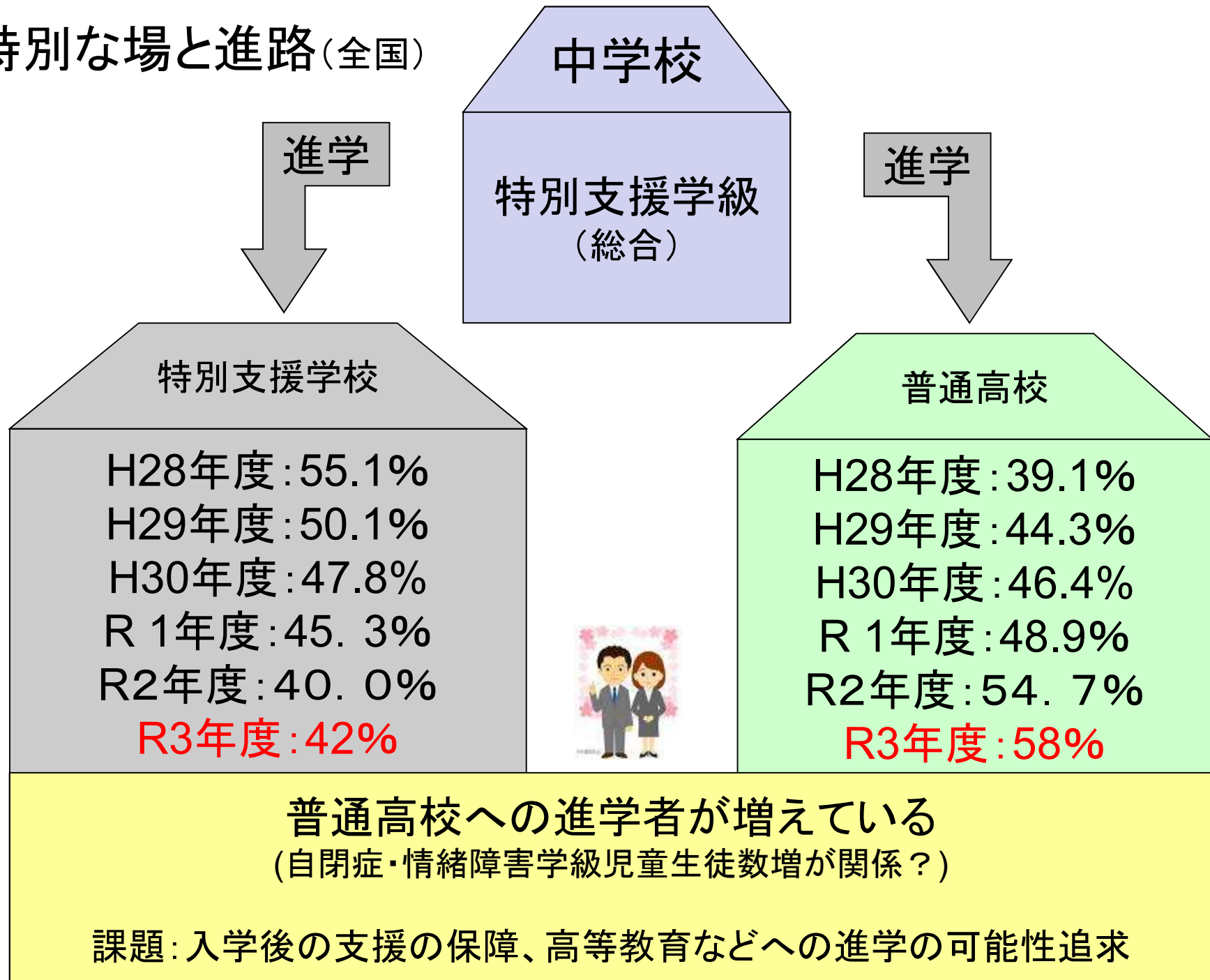
- グループ構成の妥当性

モデルとなる児童生徒の存在。インクルーシブな設定

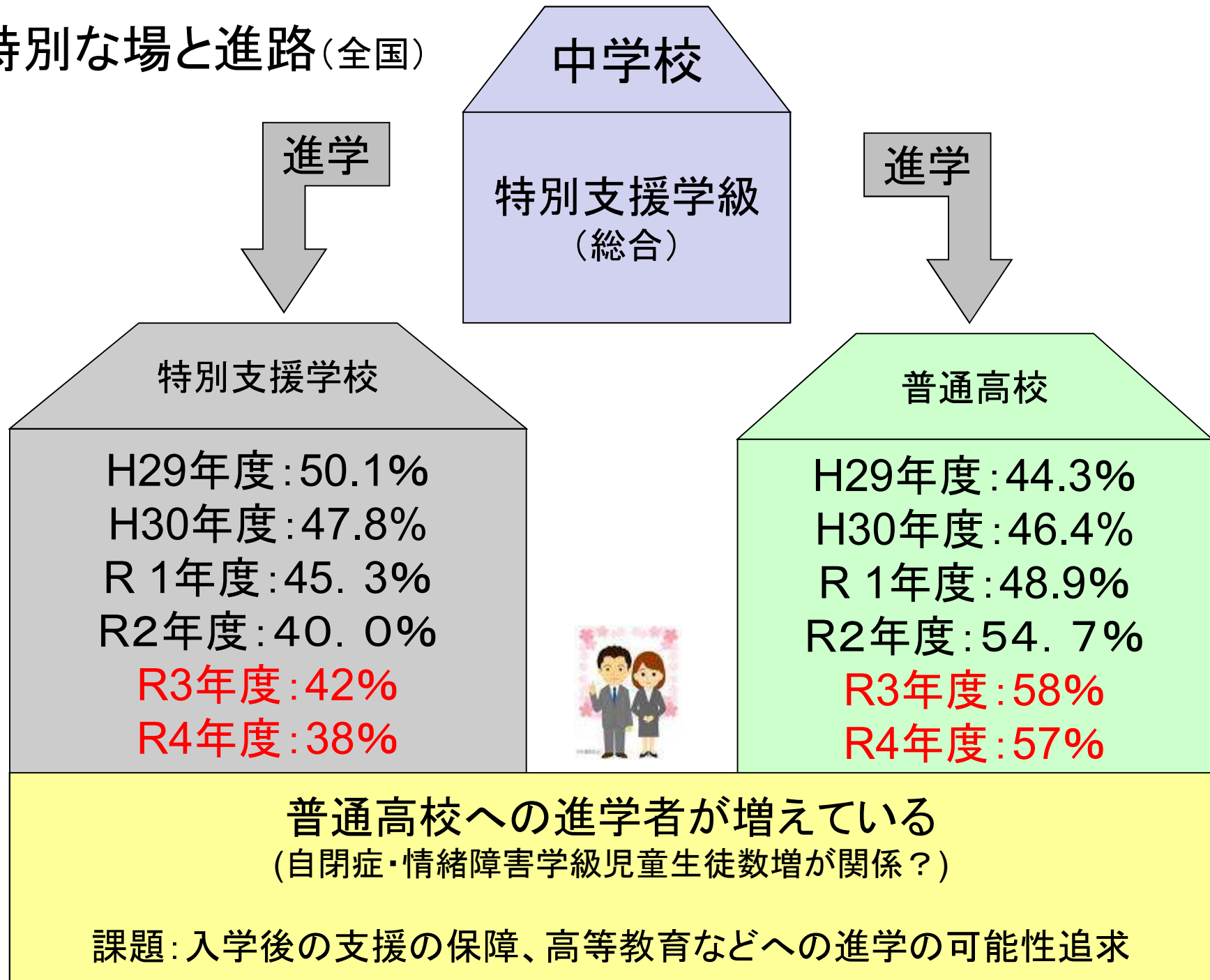
- 中等教育での通級制度の充実

中学校：通級教室増、高校：通級制度の定着拡大

# 特別な場と進路(全国)



# 特別な場と進路(全国)



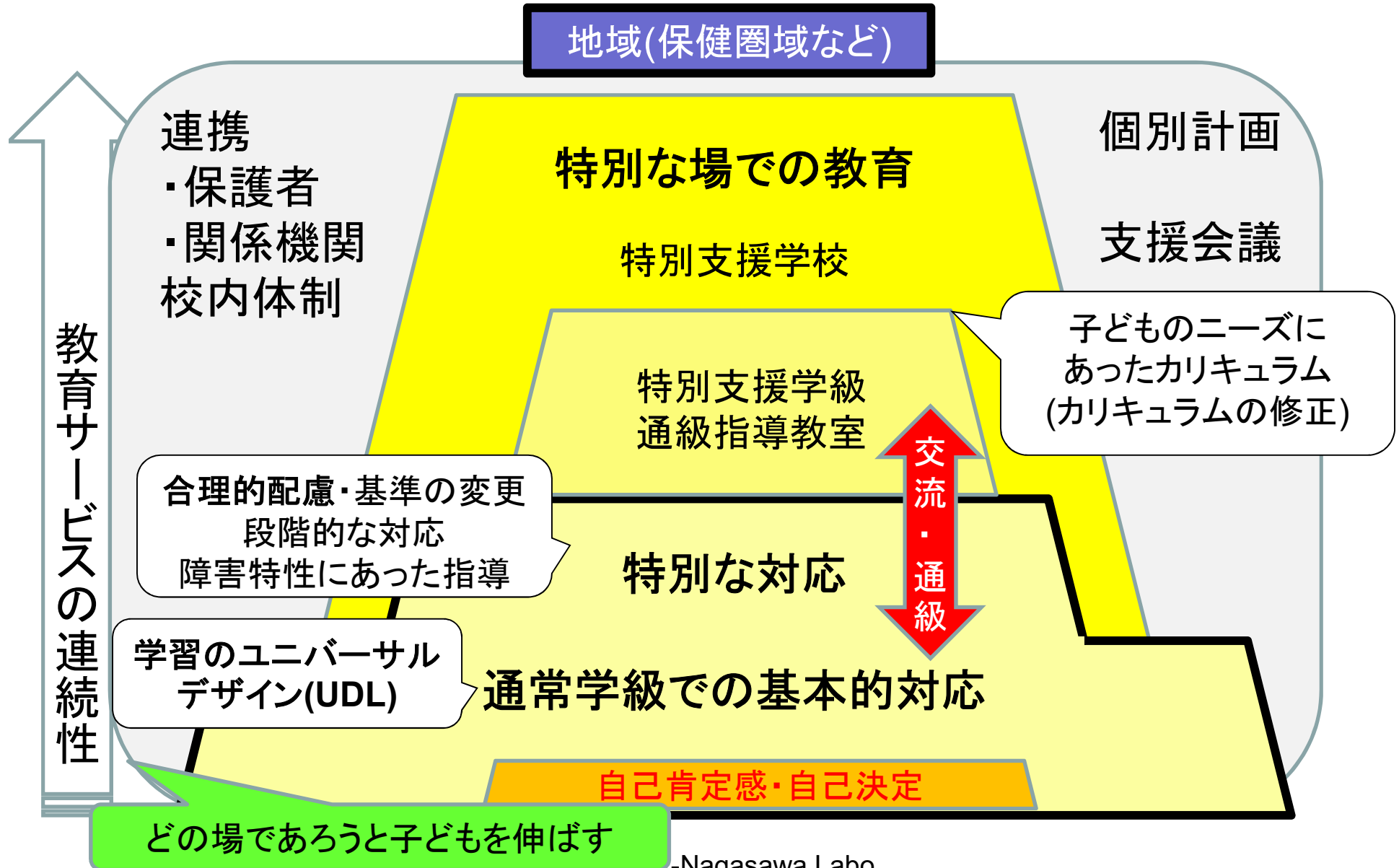
# 3. インクルーシブ教育システムの 構築

特別支援教育の新たな展開





# インクルーシブ教育システムの概念図





# ポイント

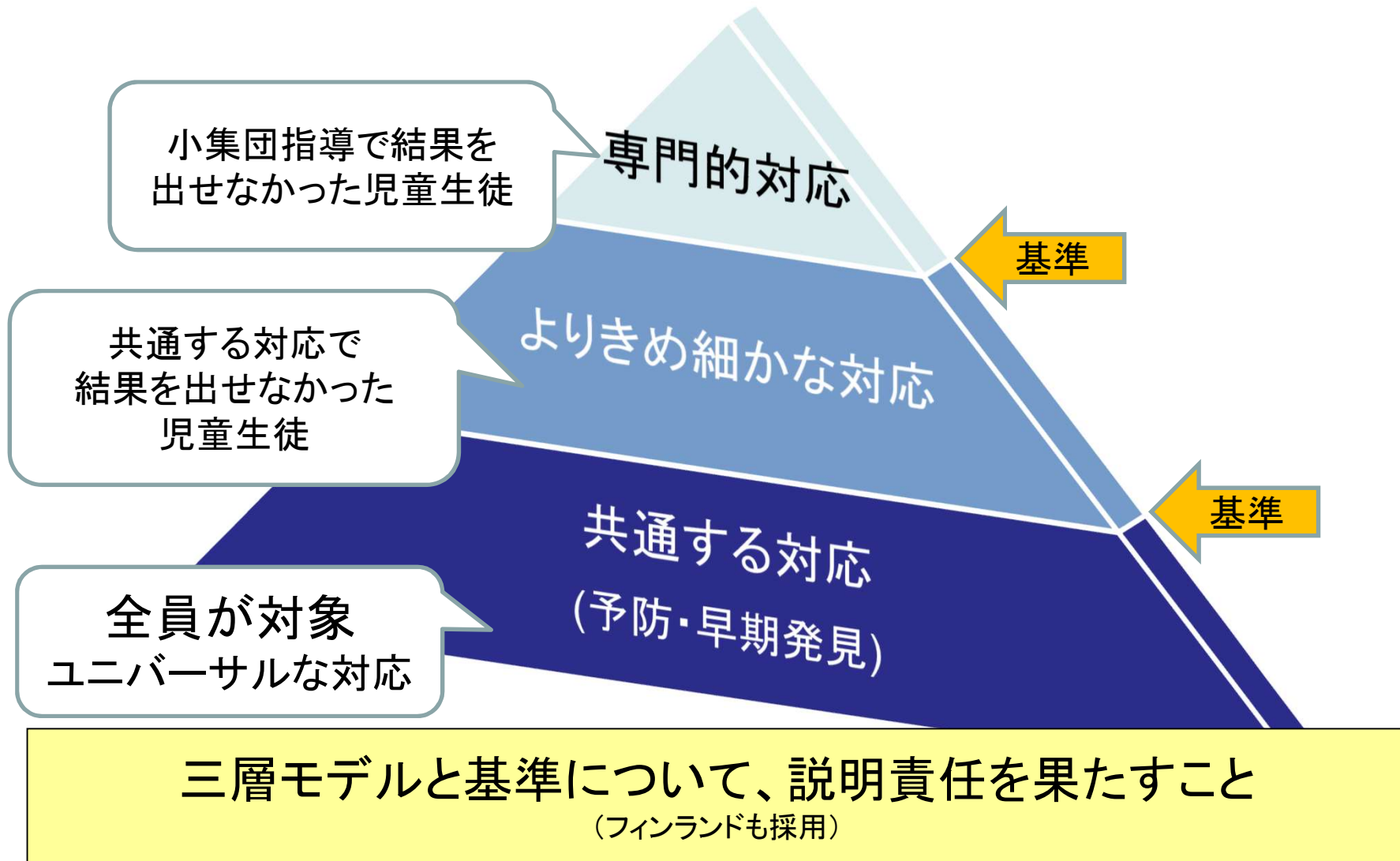
- 圏域内ですべての教育を保障する
  - 子どもが暮らす地域の教育システムで教育される
- 障害のある子どもが通常学級から排除されない
- 通常から特別な場への教育サービスが繋がっている(交流・共同学習)
- 教育措置変更が柔軟に行われる
- どの場で学んでも子どもの能力を最大限伸ばす
  - どこで学ぶかは問題ではない

障害のある子どもも、すべてが  
みんな同じ対応か？

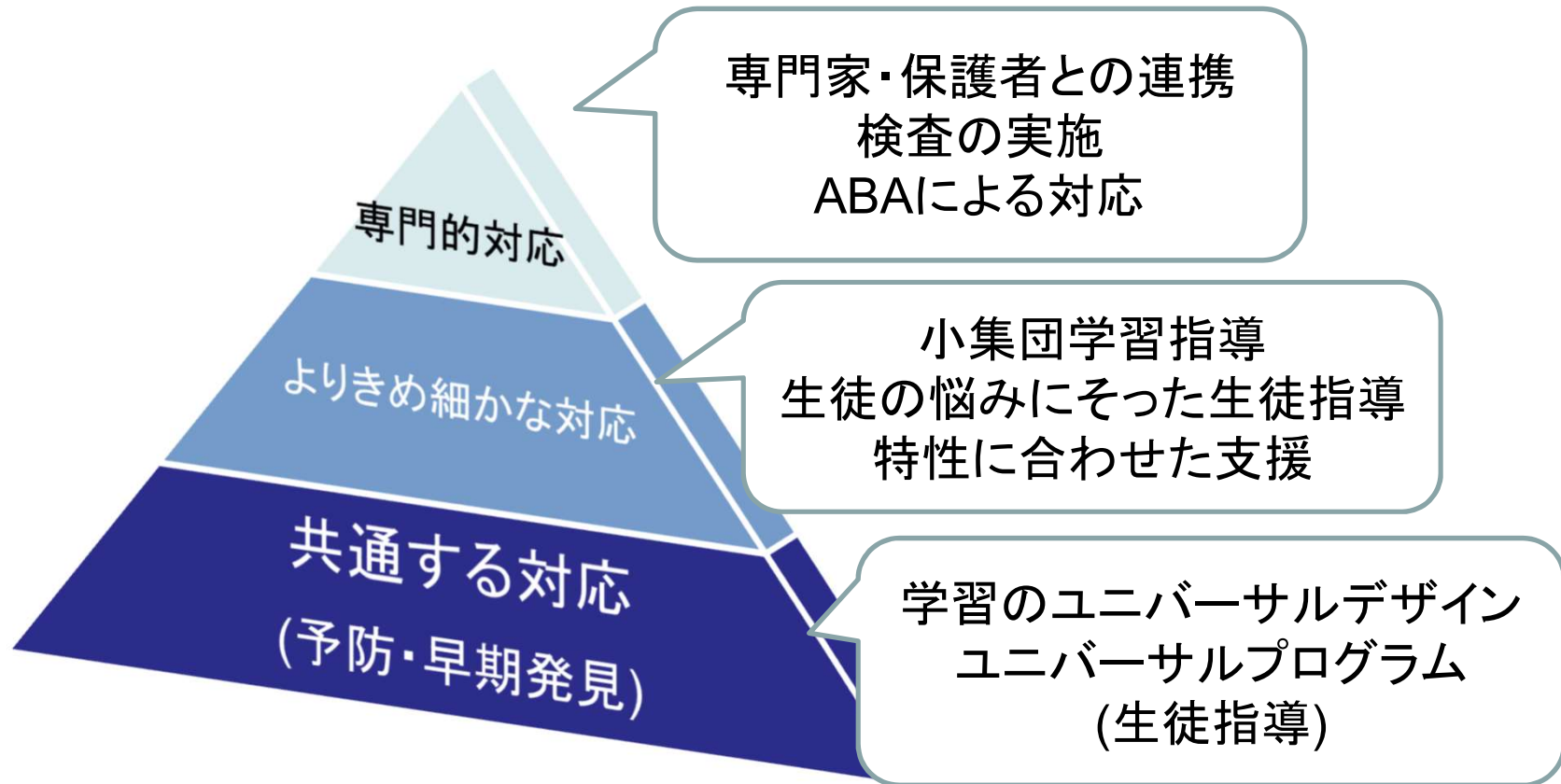




# 通常の学級で、特別な教育を



# 三層モデルとは



障害によって区別するのではない。「結果」で判断する

# 4. 就学支援制度

自己選択の保障



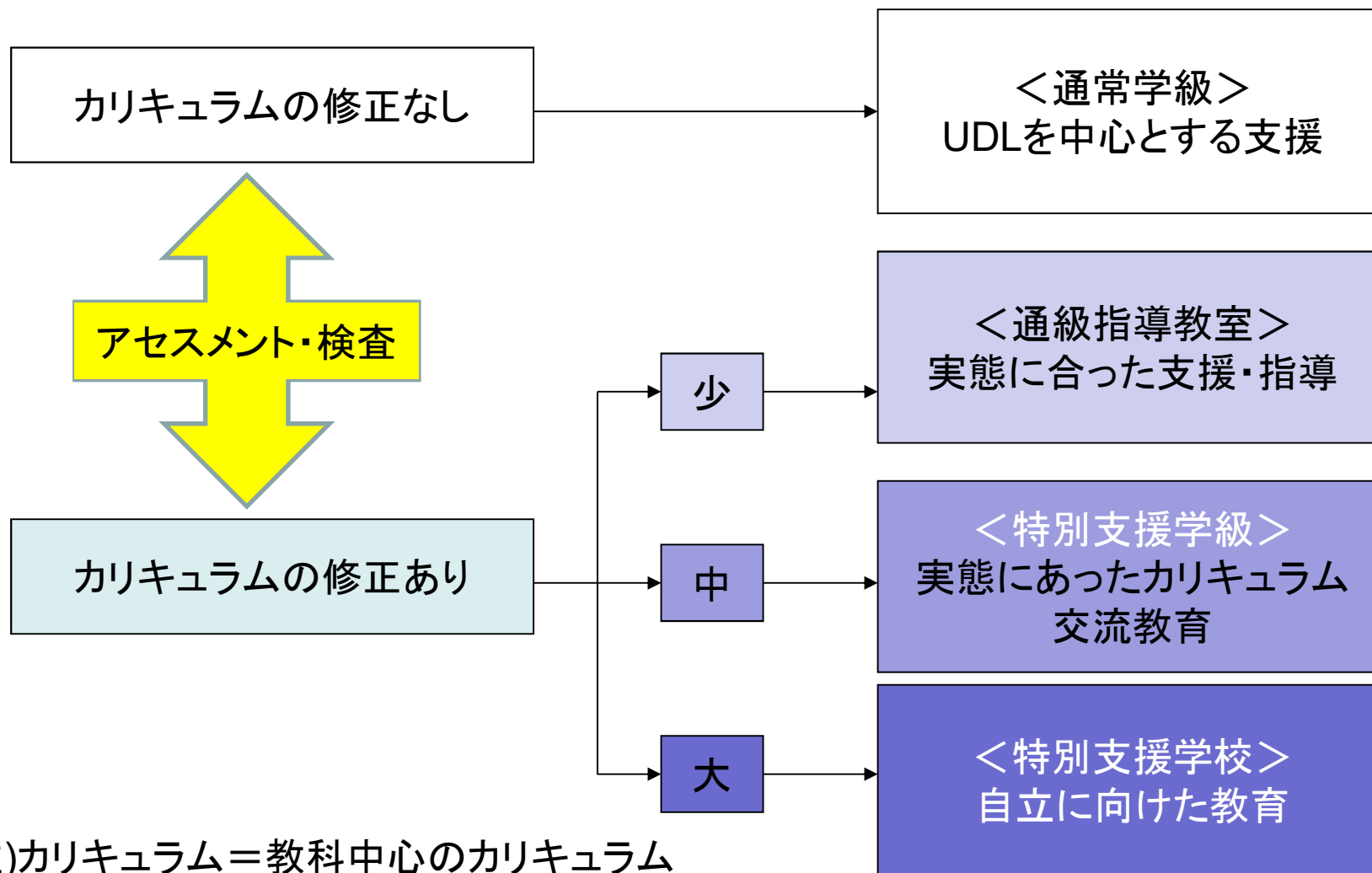
# 就学相談・就学先決定の在り方

(文部科学省)

- 早期からの教育相談
- 本人、保護者のニーズの尊重
  - 入学先をきめるのは、本人(保護者)の権利
- 総合的判断
  - 専門家を交え、本人にあった就学先を決定
  - 必ずしも診断に基づかない
- 就学後も柔軟に対応
  - 転学を容易に

教育委員会:「就学」を「支援」する

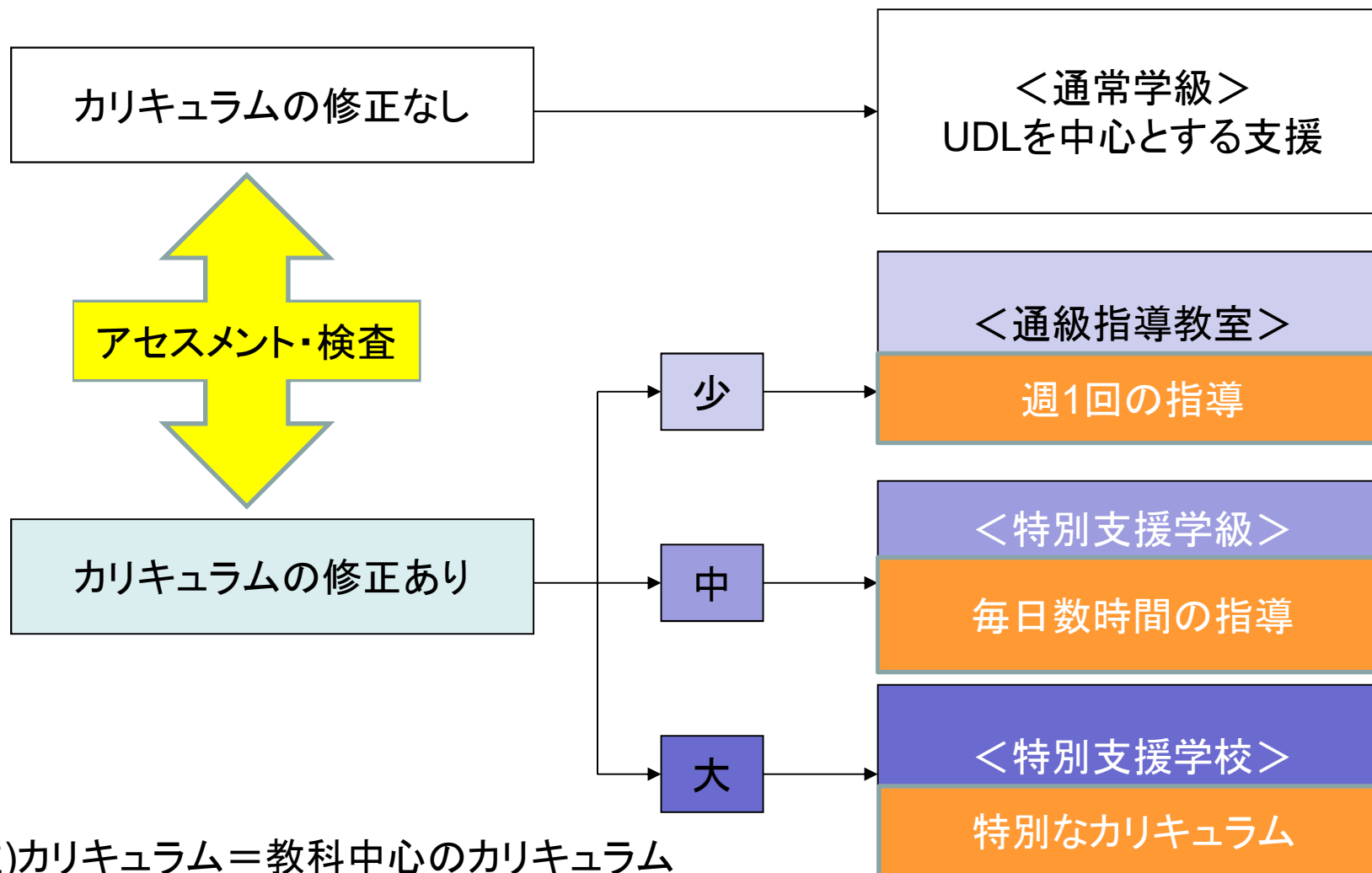
# 就学支援・判断基準(例)



さまざまな情報から決定を。支援計画作成を。



# 就学支援・判断基準(例)



注)カリキュラム＝教科中心のカリキュラム

さまざまな情報から決定を。支援計画作成を。

# 特別な場での教育

- 通常学級で「できない」から入れられる、のではない

特殊学級や養護学校ではないことを強調

- 特別な場の利用は権利である

利用→子どもの利益になる。能力を伸ばすことができる

- 情報を提供し、自己決定を

必要な客観的情報を与える。最後は保護者(本人)が決める

- いじめや偏見への不安に対処する

疑問や悩み、不安には丁寧に対応し、具体的な方策を示す

# 保護者への対応

## 1. 保護者のニーズを聴く

まずは十分に語っていただきます。

## 2. 必要な情報を提示する

制度、検査の解釈、教育措置の選択肢・・・

## 3. 保護者の疑問や悩みに対応する

主観をできるだけ排除し、可能性のある情報を再提示

## 4. 次回までの課題を整理する

結論を急がず、保護者が納得するまでつきあうこと

中・長期的な展望を持つことも伝える(将来の進路)

# 入学までの流れ

## 1. 教育相談

- － 相談機関、特別支援学校・学級など

## 2. 就学時健診

- － 個別検査、情報収集

## 3. 就学支援委員会

## 4. 就学相談

- － 就学支援委員会の決定を受け最終決定



保護者:早い段階から関係機関を利用し、早めに情報収集を

## (続き)

### 4. 保護者:学校訪問

- 保護者の考えを述べる
- 文書、今までの書類等(相談支援ファイル)持参

### 5. 個別の教育支援計画作成

- 保護者の要望に基づき、作成
- インフォームドコンセント



© Can Stock Photo

### 6. 入学後の話し合い

- 支援計画に基づき、学校生活が保障されているかどうか評価会議を開催

学校との話し合いは必要。できることとできないことを見極める

# 今後の就学支援の流れ(私案)

健診前	<p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学にかんする相談・検査対応</li> </ul> <p>保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談、学校見学等</li> </ul>	<p>相談・専門機関 特別支援学校</p>
就学支援委員会	<p>就学支援委員会による判断</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>保護者による自己決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な情報提供、代弁者</li> </ul>	
入学前	<p>支援チームの結成と支援会議の開催(外部委員)</p> <p>個別の教育支援計画の作成</p>	
入学後	<p>支援会議の定期開催</p> <p>個別の教育支援計画の評価</p> <p>学習のユニバーサルデザイン、合理的配慮</p>	<p>調停機関</p>

# 今後の就学支援の流れ(私案)

健診前	教育委員会 ・就学にかんする相談・検査対応 保護者 ・相談、学校見学等	相談・専門機関 特別支援学校
就学支援委員会	保護者と幼保職員が「すこやかファイル」持参で 小学校に出向く(1月頃) 合理的配慮など特別な支援を入学前に伝える (新潟県長岡市)	
入学前 入学する 学校	支援チームの結成と支援会議の開催(外部委員) 個別の教育支援計画の作成	調停機関
入学後	支援会議の定期開催 個別の教育支援計画の評価  学習のユニバーサルデザイン、合理的配慮	

# 最近の傾向

- 特別支援学校は重度知的障害を対象とする  
(新潟市)
  - めやす: 身辺自立、コミュニケーション(-)
- 意にそぐわず支援学級に入級児童は学校支援課が巡回
  - 学校支援など
- よりいっそう通常の学級中心を進める
  - 新潟県

インクルーシブ教育システム推進のため(教育委員会)



# 制度から外れる子どもたち

(私見)

- 知的な遅れ、問題行動がなく、社会性も育っているが学力が著しく低い

三層モデルの適用を。校内で学習支援を

- 起立性調節障害やHSPで学校に行けない、教室に入れない

虚弱学級の設置。ICTの活用

- 反応性アタッチメント障害、ゲーム障害などの二次障害

病弱の特別支援学校、虚弱学級の検討

## 5. 通常の学級での教育

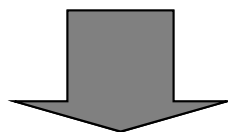
全員を対象とした指導からの  
段階的な対応



# 多様性への対応:UDL



UDL資料



- Universal Design for Learning(UDL)
  - 障害のある子どもを含む、全ての子どもがわかりやすく、参加できる学び(授業)

多様な学習者を対象に、学習環境のバリアを減らすこと  
多様な教育方法(提示・意思表示・参加)の使用を認めること  
教科中心のカリキュラムで教えること

対象は限定されない。現在実施している授業の見直し  
様々な方法や工夫を認める柔軟性

# 学びの過程とUDL: 多様性の保障

原則1

- 課題理解と提示の工夫

原則2

- 考えの表現と課題解決

原則3

- 学びの自己管理と意欲



# UDLの条件

- 全員を等しく扱い、障害を区別しない
- 多様な教育方法:3原則
  - わかりやすい、参加しやすい、一人で学べる
- 必要とされる客観的な到達目標の設定
  - 達成できない子へ、特別な指導を提供
  - 指導前後で全員を対象に評価、指導の有効性を確かめる

## UDL:基礎学力の保障

UDLだけで、すべての子どもの学力保障はできない

→ 段階的に特別な対応を



# 大事なこと

- インクルーシブ教育システムでは、結果で特別な指導の必要性を判断

授業は指導の場であり、評価(実態把握)の場でもある

- 「できない」ことが指導力が原因ではないことが前提

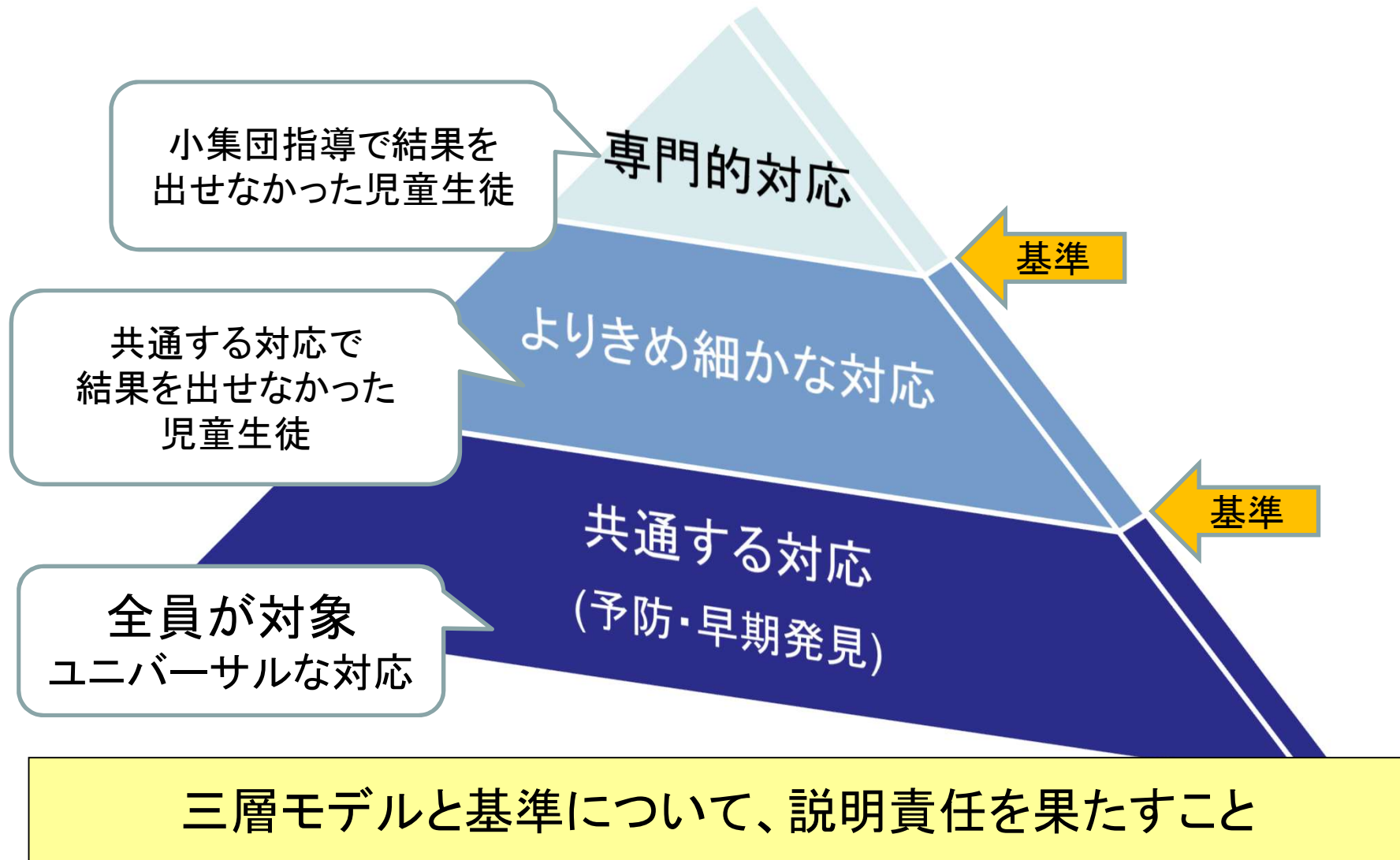
教育の質の保証 = UDL

- 多様な方法の採用と子どもの主体的学びの育成、保障

子どもの実態(結果)にあわせ、指導法や支援、教材を変える



# 通常の学級で、特別な教育を





## 特別な指導:要点

- 段階2の特別な指導は、障害の有無に関係なく、誰もが受けられる

小集団での学習、補習、個別相談・指導など

- 年度初めに説明責任を果たす

必要性、内容、基準、条件など。

- できるだけ個別の指導計画を作成し、評価すること

誰もが受けられるサービスであり、特別なことではない



## 6. 合理的配慮

合理的配慮  
障害特性に応じた指導

本人の努力不要

本人の努力必要

# (1)合理的配慮

- 障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの([文部科学省](#))

障害のない子どもと、同じスタートラインに立つための支援

公立学校は法的義務(新潟市は民間事業者も法的義務)

# 合理的配慮の例 (文科省)

- 視覚障害
  - 代わりに読み上げる、点字、点字ブロックなど
- 聴覚障害
  - 手話通訳、ICT、字幕など
- 肢体不自由
  - 車いす、バリアフリー、低床バスなど
- 精神障害
  - 休憩できる部屋・ベッドなど。就労支援パス
- 知的障害
  - わかりやすい説明、視覚支援
- 自閉症スペクトラム
  - 構造化、ワークシステムなど「見える化」



# 発達障害：ICTの積極的活用



- 読み障害：読み上げソフト、漢字にカナを振る
- ADHD：環境構成の工夫、情報の制限
- 書字障害：キーボード入力、音声入力、アプリの活用
  - 紙と鉛筆による書字からの解放

大事なことは「学習すること」「内容を理解すること」  
印刷物障害への支援を：情報のデジタル化

ATの進歩で合理的配慮が可能になり多様化する

# 他にも・・・

- HSP: 感覚の過敏性
  - 遠隔による授業参加
- 起立性調節障害: 朝起きられない
  - 午後から授業
- 場面緘黙: 教室で話せない
  - 代替コミュニケーション機器
- 不安症
  - 別室で休憩を認める



(あくまでも一例です)

# テストの合理的配慮 (Test Accommodation)



- プレゼンテーションの仕方

読み上げ、手話、点字、仮名ふり(対応業者あり)、拡大

- 反応の仕方

パソコン、口頭、特別な筆記具、手話、[入力](#)

- セッティング

別室(試験場所の配慮)、個別、付き添い

- 時間延長

大学入学試験は、実施済み。[高校入試](#): 3600事例(H29)  
小中学校での個別の教育支援計画の必要性

# 合理的配慮と自己決定

- 合理的配慮は障害のある人の権利
  - 国民、市民、児童生徒への理解啓発
- 権利があることを知ること(教える)
  - アドボカシー: 代理人による権利擁護
- 合理的配慮を訴えられるようにすること
  - 自己主張、代理人
  - 周囲の気づきと意思の確認
- 自己決定の力をつける(保障する)



自己理解 → (セルフ)アドボカシー → 権利の主張

# 判断など対応について

- 合理的配慮が妥当かどうかの判断の根拠
  - 診断書、諸検査の結果、個別の教育支援計画
  - 専門家の助言など
- 決定のプロセス
  - リソースをベースとした多様な選択肢
  - 「話し合う」ことが重要：話し合いによる合意形成
- 地域連携・不服審査
  - 障害者差別解消支援地域協議会

理解啓発活動を進める

学校では、相談窓口、専門家を入れ対応組織の構築



# どこまで認められるか？

- 例)発表を免除してほしい

- 教育の本質に影響しないこと

目的: 調べたことや考えをみんなにも聞いてもらう

調べて考えをまとめることが本質なので ○

- 教育の本質に影響する場合は認められない

目的: 自分の作品を紹介し説明すること

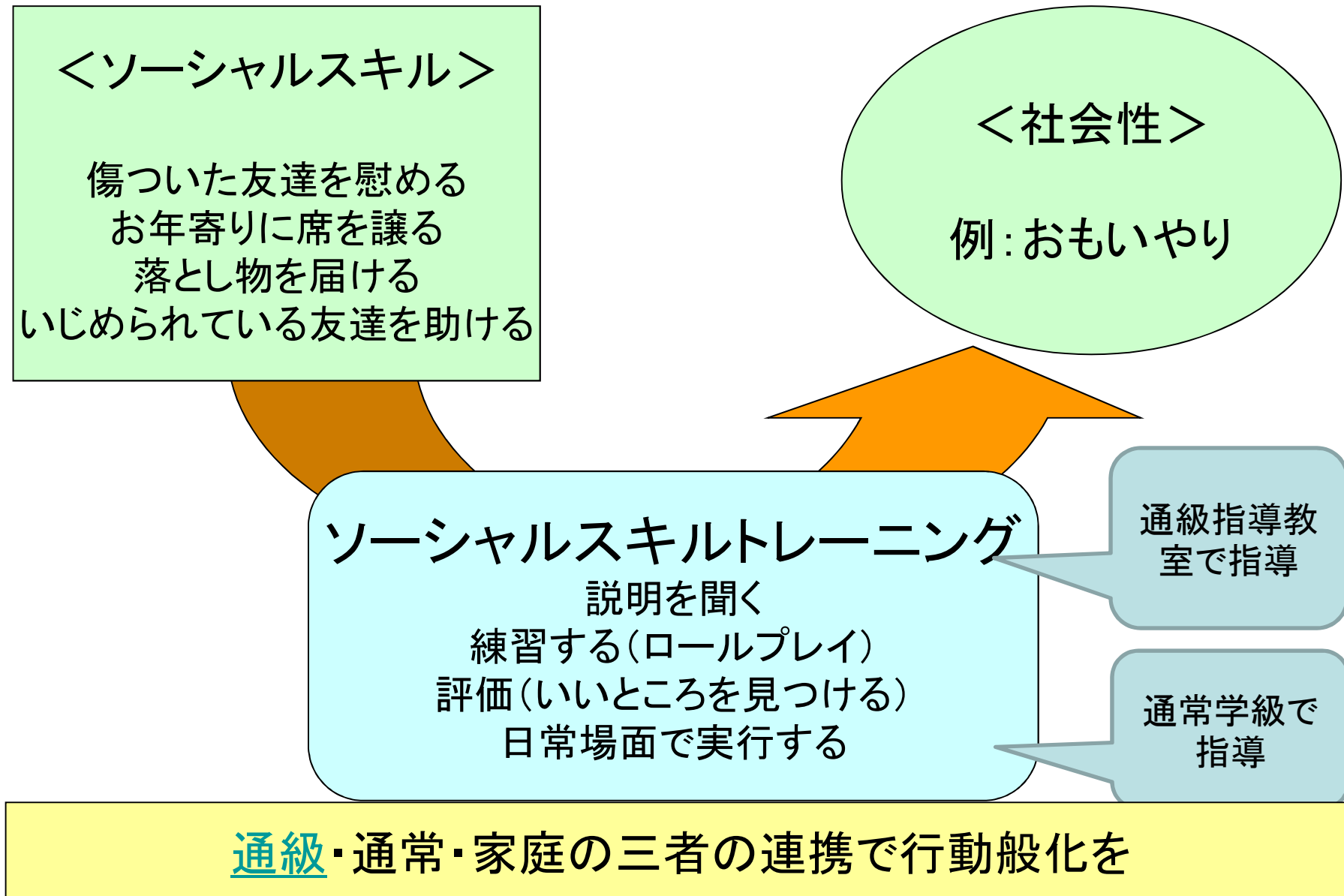
説明することが本質のひとつなので ×



## 7. 連携

学校だけでは限界があります

# (1)校内連携：発達障害通級指導教室との連携



# 校内連携（他にも）

- コーディネーター

気軽に相談できる存在。

- 介助員、補助教員、学習支援員

役割の明確化。支援者としての存在

- 養護教諭

保健室の位置づけ。情報の共有

- スクールカウンセラー

有効活用と効率的な話し合い

# 補助教員の役割 (チームティーチング)

- 問題のある子どものマネージャー

ほめる、アドバイスする、注意しない、叱らない

- 他の子どもへの学習支援 援助と称賛 (Mason, 2020)

個別支援は担任、自主学習の支援担当

- 自分の役割を知る

マニュアルの作成、研修会の実施

- 人材確保の工夫を

大学生、PTA、地域への働きかけを

補助教員とのチームティーチングの実現を

## (2)特別支援学校との連携

- センターの機能

巡回相談、検査、個別計画作成、情報提供

- 専門性のある教育

身体障害、知的障害、自閉症、発達障害

- 職業教育

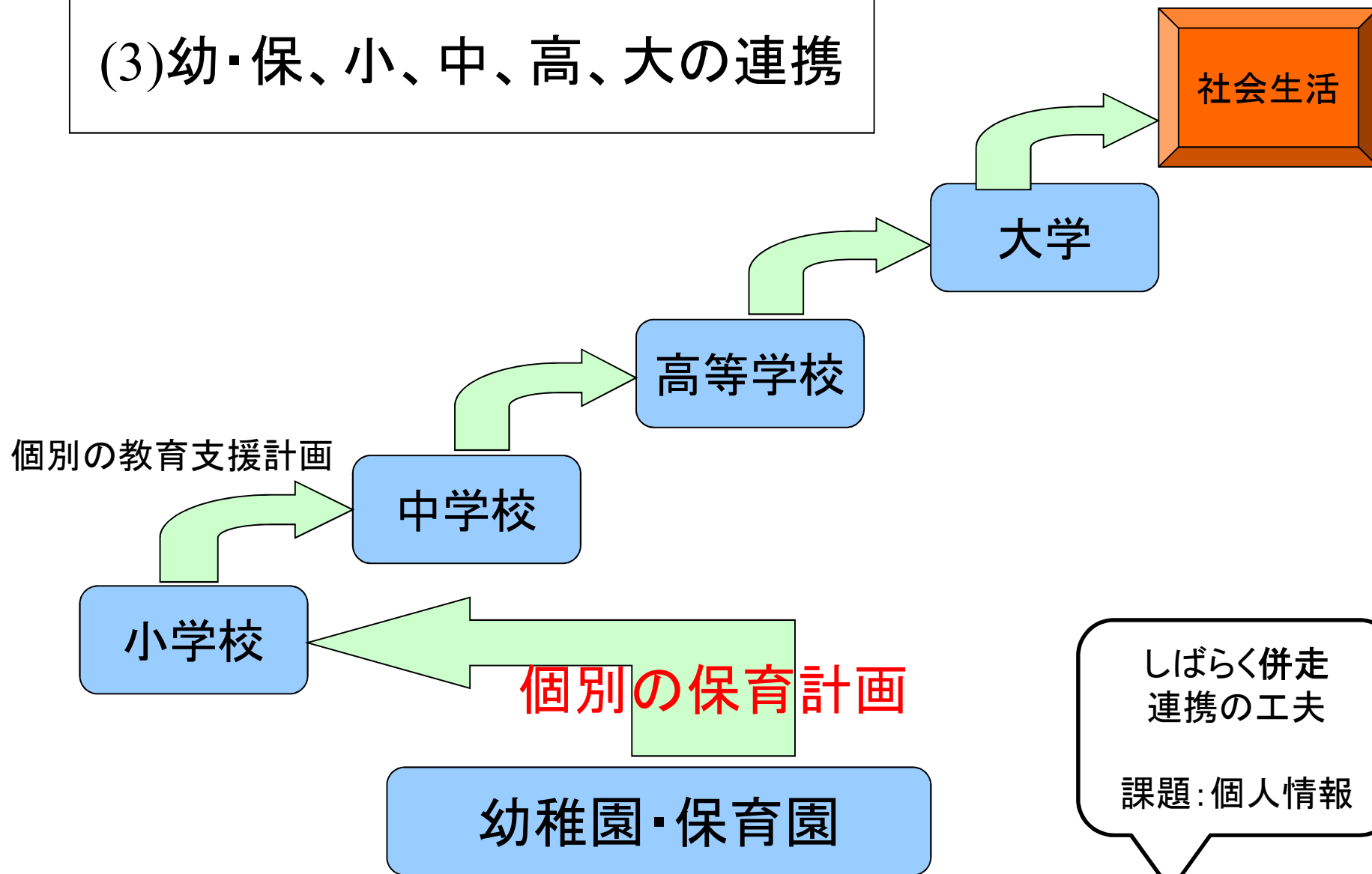
作業学習、キャリア教育、関係機関との連携

- 専門性のある教員

小中高：積極的活用

特別支援学校：外部専門機関との連携・情報提供

### (3) 幼・保、小、中、高、大の連携



早期に支援計画を作成し、次の段階へボタンタッチ

## (4)保護者と連携(理念)=協働作業

- 保護者の立場を尊重する
- まず聴く
- 保護者の願いを知る
- 解決のゴールを共有する
- お互いの立場でできることを考える



原因追及より解決を優先する

- 情報は事実の共有

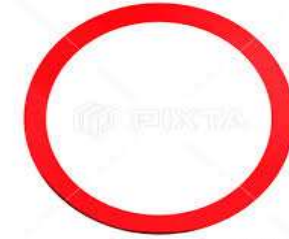
主観や意見を排除し、時系列的に事実を確認する

立場の違いを認め合い、ビジョンを共有し、それぞれができることを考える





例えば、



- 「〇〇さんは、最近やる気が感じられません」



- 「〇〇さん、最近家でどうですか？」
- 私の授業だけではなく、他の授業でも寝ていることがあります。
- 起こしてもまたすぐ寝るんです。
- 何変わったこと、ありませんか？」

# 親を支援する



- 相談の窓口を作る

話しやすい関係、設定、複数手段の確保

- まずはじっくり聴く

相手に関心を持つ、相手の立場に立つ

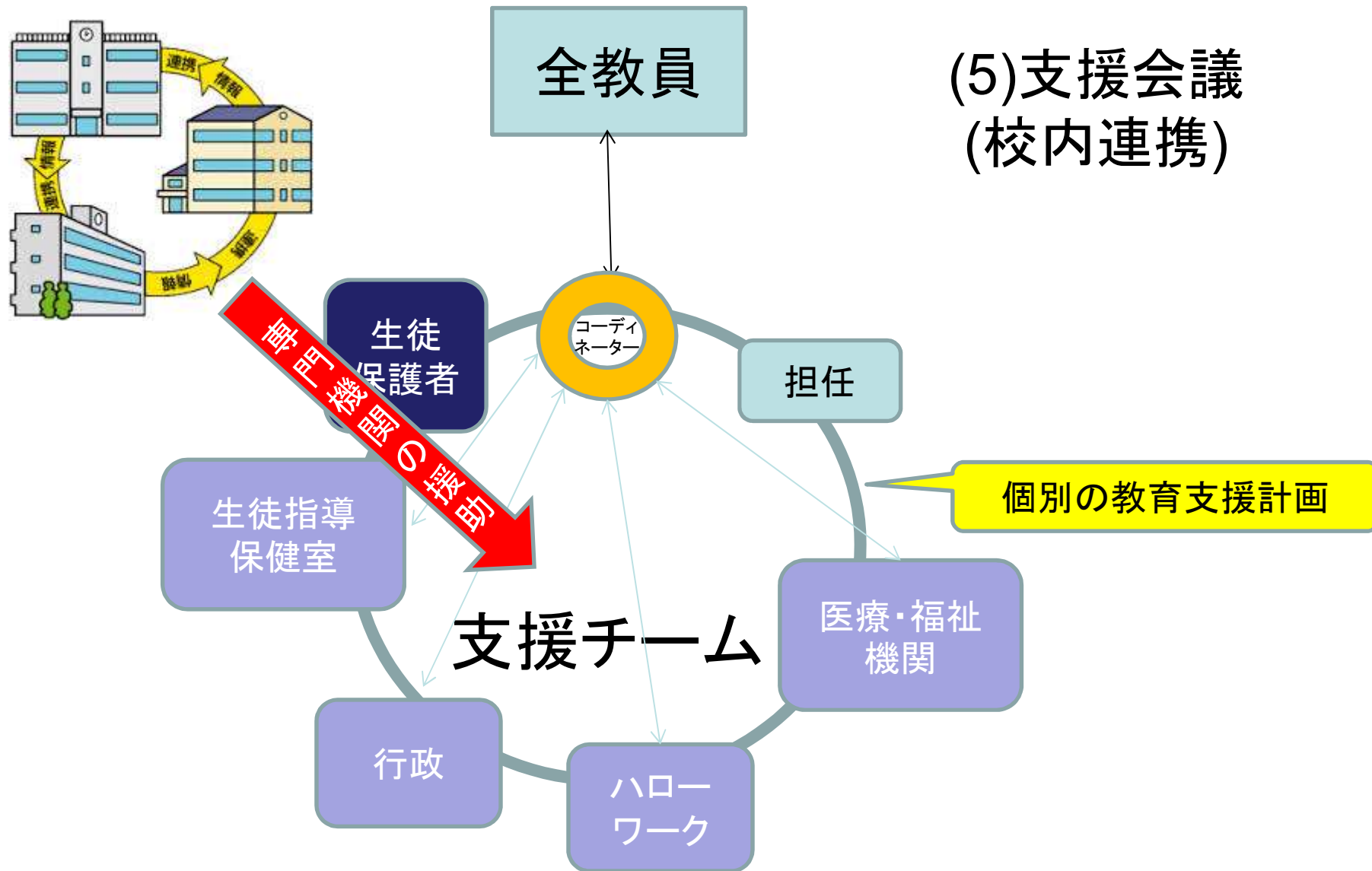
- 一緒に考え、必要に応じて情報提供

ほめ方・叱り方・聞き方、遊び方、しつけ...

- 必要なら専門機関の紹介を

情報提供。一緒に行くことも検討する

寄り添える相談相手、身近な支援者、頼れる肉親



(5) 支援会議  
(校内連携)

支援チーム、支援会議、個別の教育支援計画は三位一体

## (6)連携、他にも

- 虐待、親の資質の問題

児童相談所、民生委員

- 非行、学校外での問題行動

警察(生活安全課)、保護観察所、鑑別所

- 診断、告知、医療的ケア、親支援

医療機関、発達障害者支援センター、児童相談所

- 親支援、心の支え、情報交換

親の会、NPO

ひとりで抱え込まず、支援機関の活用を

# 8. 個別の教育支援計画の作成

支援チーム、支援会議、自己決定



# 支援計画作成の手続き

## 1. 要支援児童生徒の認定

気になる子、自己申告など。診断にこだわらない

## 2. 支援チーム組織と支援会議の開催

コーディネーター、必要なメンバー、本人参加、協働作業

## 3. 支援計画作成

自己決定支援。合意できた内容を書面にまとめる

## 4. 実践と評価

できたことを認め、次につなげる。データの活用

個別の教育支援計画：支援チーム、支援会議、自己決定

# 支援計画と評価(例)

生徒名	主 訴	合理的配慮 支 援	担 当	評 価
1-2 A (ASD)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・板書を写すことに時間がかかる。連絡ノートを書けない</li> <li>・大声や暴言が見られる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別なプリントを用意する</li> <li>・教師が代わりに書く</li> <li>・適切な言い方を学ぶ</li> <li>・適切な言い方を優しく教える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任</li> <li>・学習支援ボランティア</li> <li>・通級担当者</li> <li>・全職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書き写すことが早くなった。</li> <li>・必要なものの単語を書けるようになった</li> </ul>
1-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の生徒にこだわる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談室にて個別のSSTの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○月○日</li> <li>・現状の理解を</li> </ul>

主訴を明確にし、継続可能な支援をきめ、定期的に評価



# 個別計画：まとめ

- 保護者を入れた複数で作成・振り返りを

話し合いによらない計画は無効。当事者の声を尊重

- 授業スタートに間に合うよう作成を

できるだけ早く作成。もしくは前年度の有効期間を延ばす

- 内容の妥当性をチェックすること

校内でこの役割を果たせるのは誰か？

- 合理的配慮と特別な指導の区別を

「個別の教育支援計画」か、「個別の指導計画」か？





# インクルーシブ教育システムに向けて

## 1. ガバナンスの強化

特別支援教育実施の具体像を示す

## 2. 説明責任と情報公開

特別な指導適用の基準と手続きを示す

## 3. 校内体制整備

特別な指導や支援を実施できる校内体制構築

## 4. 教員の役割分担

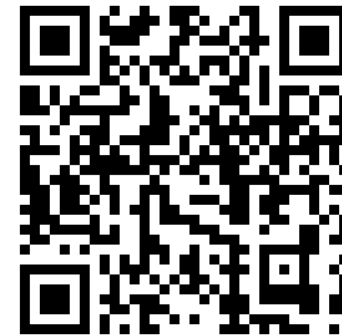
発達障害の児童生徒への教育支援体制の整備のための  
ガイドライン(H29改訂)

# 今後の展開 (文部科学省)

- 教員研修のよりいっそうの充実化
  - 通常の学級担任対象も強化
- 通級による指導の充実化
  - マニュアル作成、研修履修証明など
- 特別支援教育の現状
  - [特別支援教育調査結果概要\(R1\)](#)
  - [有識者会議資料\(令和2年11月19日公表\)](#)
  - [インクルーシブ教育システム実施のためのチェックリスト](#)

# 続き

- 中教審答申:
  - 答申：令和3年3月16日
- 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告
  - 概要



# 期待されること

- 校内委員会など支援体制の強化
- 多様性に対応できる通常の学級
  - UDL、合理的配慮、ICTの活用など
- 個別計画の作成・活用強化
- 専門機関・専門家との定期的連携
- 通級指導の充実(拡充?)
  - 自校通級や巡回を増やす、知的障害も対象に
  - 専門性の向上

# 続き

- 特別支援学級担当義務化
  - 教員、管理職(研修など)
- 高校通級の拡充・充実
  - 義務教育との連携も
- 特別支援学校に通級指導教室
  - 就学支援も積極的関与

# 9. インクルーシブ教育

世界標準の教育制度



# インクルーシブ教育



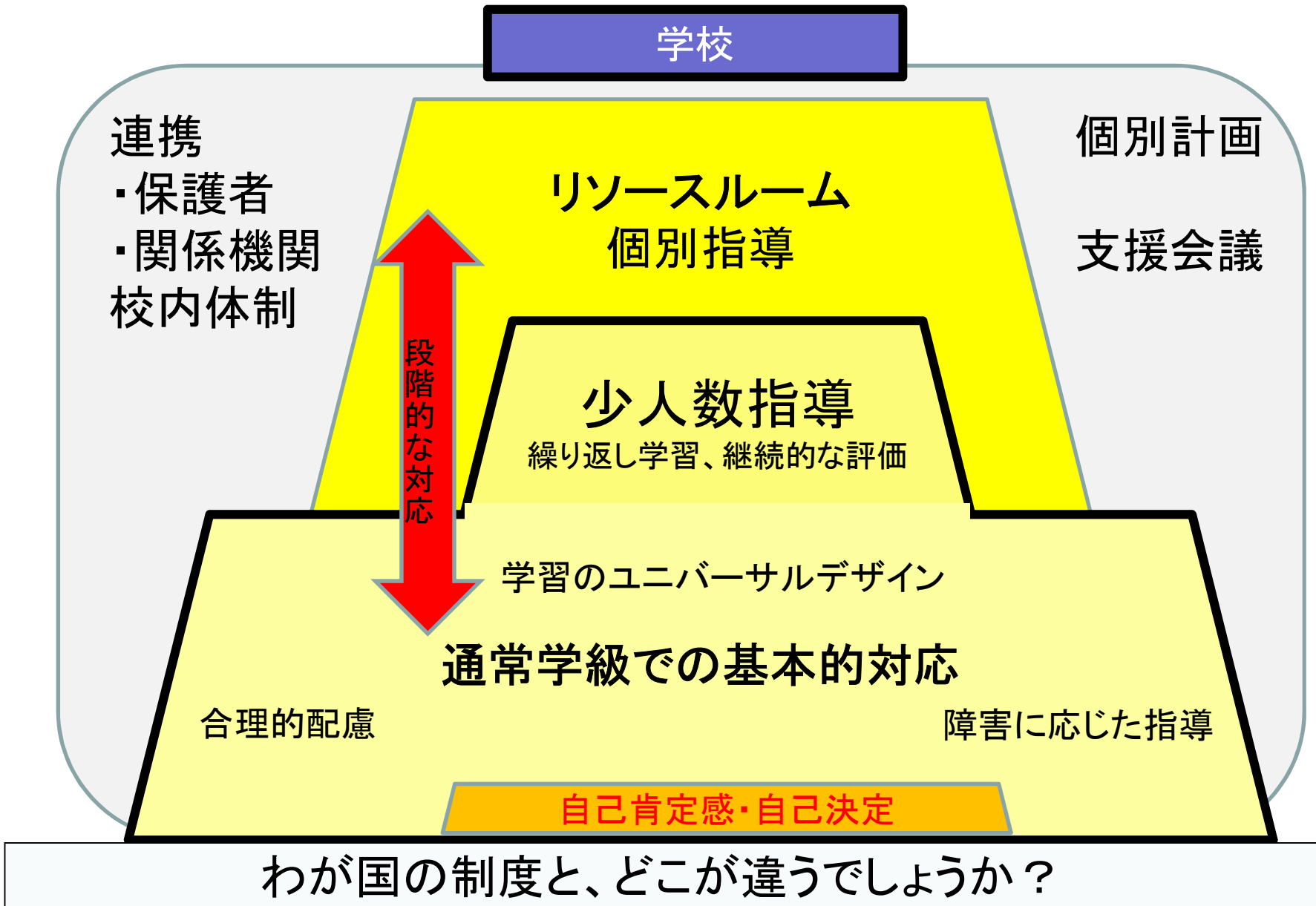
- 障害のある子どもが、地域にある学校の通常の学級で、障害のない子どもと一緒に教育を受けること。その際、その子どもの教育的ニーズにあったカリキュラム、教育内容、サービスの提供を受けることを基本とする

**制約最小の環境**(できるだけ通常に近い教育環境を保障)

**通常学級中心主義**(通常の学級での教育が基本)

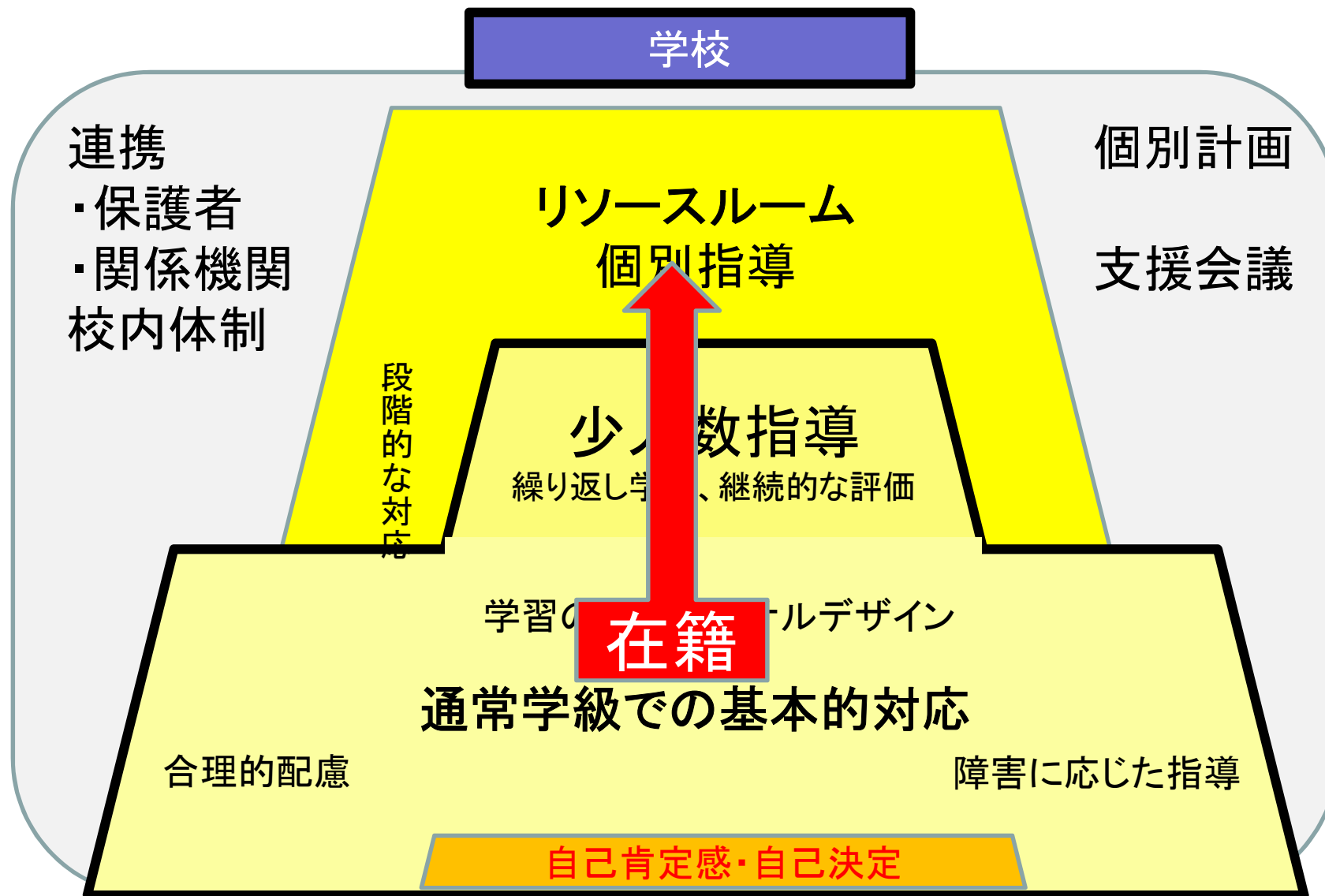
「一緒にいる」だけではありません。  
その子の能力(学力など)を伸ばすことを保障するのです

# インクルーシブ教育(イメージ)



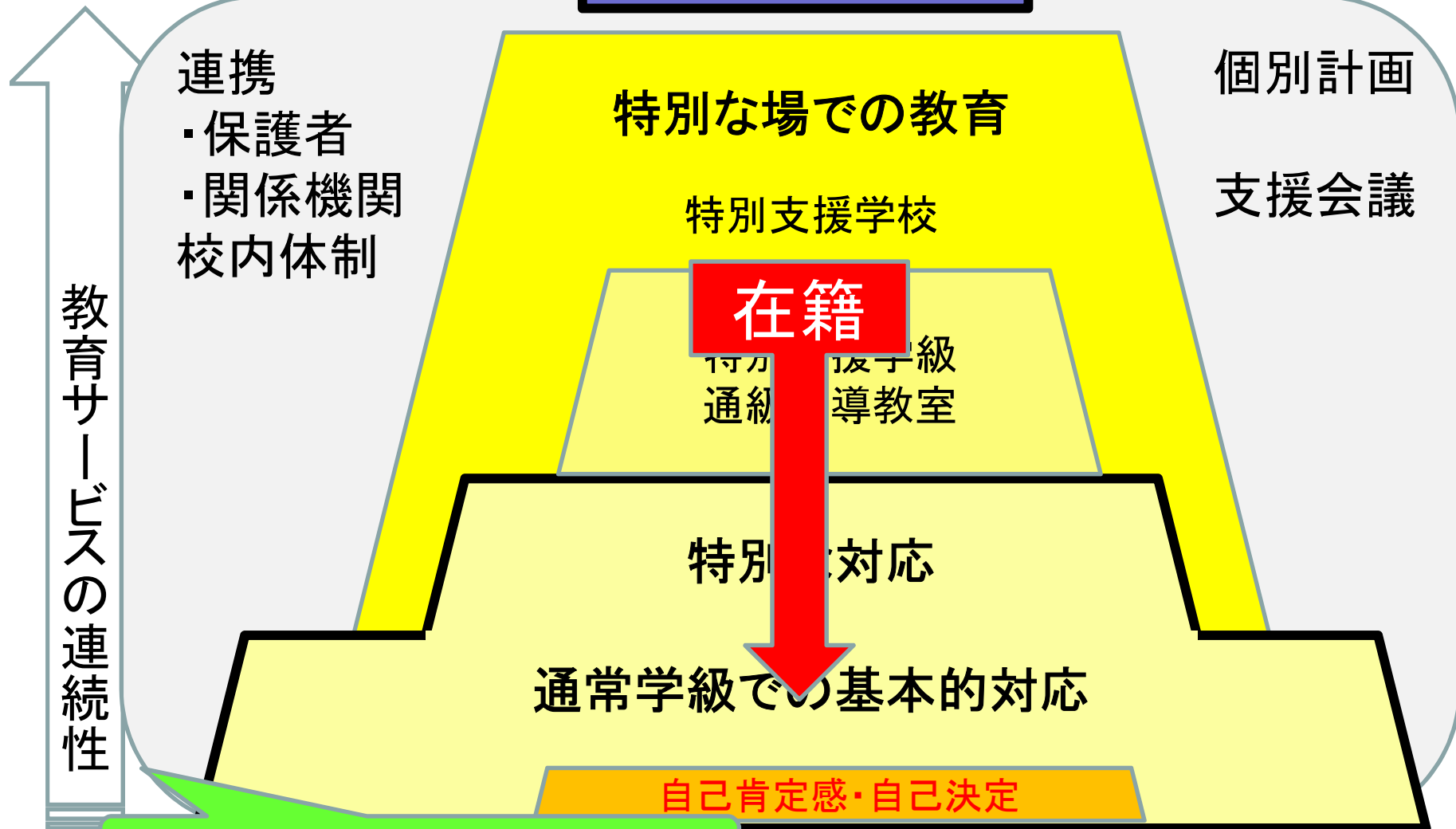


# インクルーシブ教育(イメージ)



# インクルーシブ教育システムの場合

地域(保健圏域など)



どの場であろうと子どもを伸ばす

# インクルーシブ教育の実際

- クラスのダウンサイジング (20人学級) (Mazrekaj, 2022)
- 複数の教師による連携 (チームティーチング)
  - 特殊担当教員、学校心理士、さまざまな専門家
- 子どもにあったカリキュラム
  - カリキュラムの修正
- 様々な指導形態
  - (グループ、個別など)
- リソースルームの必要性
- 特別な教育サービス
  - 特別な指導、ICTの活用など

## リソースルーム

通級指導教室のようなもの

子どものニーズにあった教育  
サービスが受けられる

在籍は通常の学級

実施するためには今までとは異なる体制が必要

# 様々なインクルーシブ(包含)

- 環境を包含

Baine(1989)

- 同じ地域で、同じ敷地内で、同じ建物で、同じ教室で

- 社会的な包含

- 交流・共同学習、日常活動の共有

- 指導上の包含

- 同じカリキュラム・別の学習活動・別の学習内容
- 同じカリキュラム・同じ学習活動・別の学習内容
- 同じカリキュラム・同じ学習活動・同じ学習内容



© Can Stock Photo - csp11770046

インクルーシブ教育の考え方は多様。国によっても異なる

# カリキュラム・学習活動・学習内容

(同じ、違う場合)

カリキュラム	学習活動	学習内容
算数	かけ算九九を暗唱する	先生の前で6の段を暗唱する
同じカリキュラム・違う学習活動・違う学習内容		
算数	二桁のかけ算を解く	10個の問題を解く
同じカリキュラム・同じ学習活動・違う学習内容		
算数	二桁のかけ算を解く	二桁のかけ算の文章題を解く
同じカリキュラム・同じ学習活動・同じ学習内容		

# インクルーシブ教育、成功要因

McLeskey(2014)

- 児童生徒支援・教育の質の向上
  - すべての子どものニーズに応える
  - すべての子どもに質の高い指導を提供する
  - 教師の専門性を高める機会を提供する
- 管理職の役割と校内体制
  - 校内資源の有効かつ柔軟な活用
  - 校内委員会・支援チームなどの体制整備
  - 記録に基づく実践

すべての子どもへの対応を学校として実施できる体制

# 今後に向けて

インクルーシブ教育推進のために



# インクルーシブ教育への今後の課題(私見)

わが国の

## 1. 初期段階

- 学びの場の自己選択
- 二重籍(特別支援学校、小中学校)

## 2. 必須条件

- 三層モデルの採用
- 個別の教育支援計画作成組織(就学支援に代わるもの)
- リソースルームの設置



## 3. 支援学校のセンター化

通常の学級で、多様性の尊重と、学力保障  
特別な場と通常の場のリンク

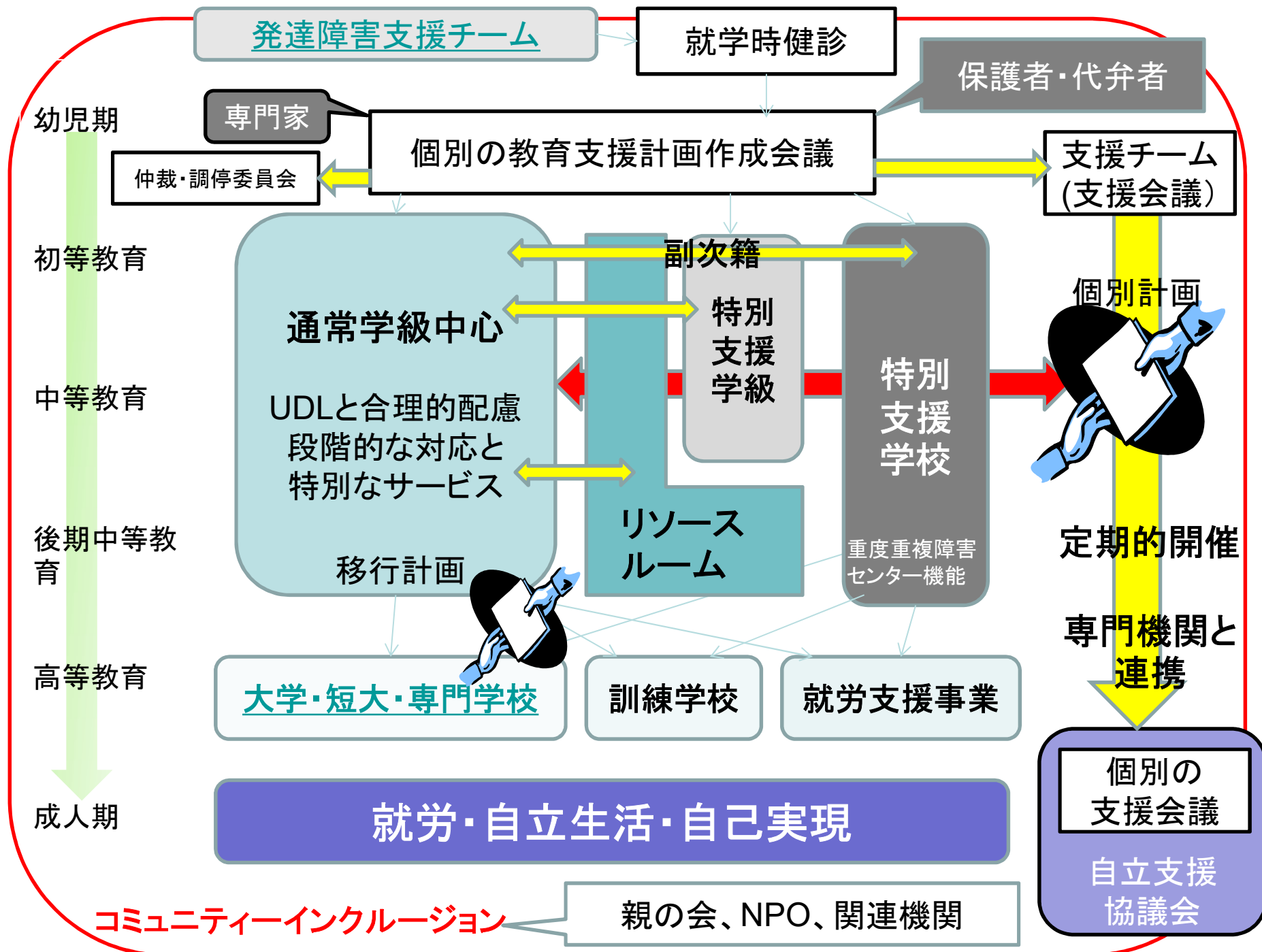


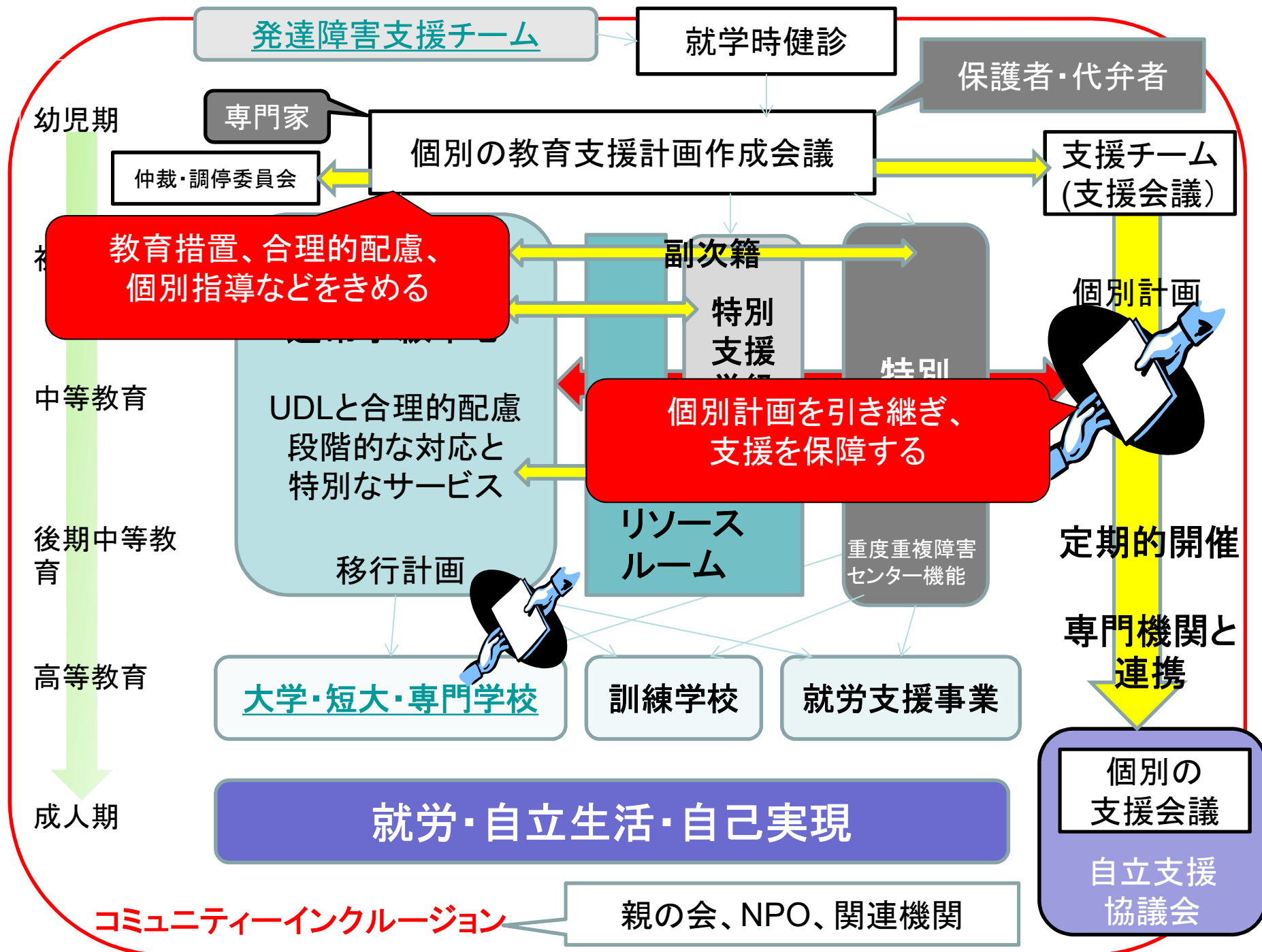
# 特別な学びの場・今後の展望私案

	現在	中期目標	長期目標
特別支援学校	特別支援学校	規模を縮小し、 拠点校に分校・ 分教室	センター・重度障害 対象の特別支援学 級 拠点校の分校分教 室は特別支援学級
特別支援学級	特別支援学級	拠点校：通級指 導教室 それ以外：特別 支援学級	リソースルー ム
通級指導教室	通級指導教室	通級指導教室	リソースルー ム

# インクルーシブ教育(私案)







# 特別支援学校は？



- 小中学部：中重度知的障害、自閉症に特化される(専門性が必要な領域)
- 後期中等教育：多様なコース制
  - 将来の生活に備えたコース、就労に特化したコース、進学に特化したコース
- 自閉症に特化した特別支援学校
- センター機能：地域の拠点校として様々なサービスを提供する

あくまでも長澤個人の予想です。

# 欠かせないこと、連携



- 子どものニーズにあった対応は、専門機関等との連携で
  - 医療、福祉、労働、保護者、地域など
- 幼小中高(通常の場合)と専門機関との連携を
  - 特別支援教育コーディネーター、管理職、そして担任
- 話し合いと、個別計画の共有を
  - 支援会議、個別の教育支援計画作成、振り返り

それぞれの立場でできる教育へのかかわりを  
学校は組織として対応(コーディネーターを中心とした役割分担)

# 多様性の尊重



- 多様な姿・実態を受け入れる

多様性は自然であり、当たり前前の社会

- それぞれのニーズを理解する努力を

対話で悩みを共有し、できる支援を積極的に

- 支援や理解啓発を組織的に

担任だけでは限界がある。チーム学校で対応

一人ひとりの違いを認め、強みを生かす教育を  
他人(多数派?)と比べず、その人なりを尊重  
(人と比べることが不幸の始まり)

# 長澤研究室



特別支援教育・発達障害の情報  
講演会の資料

